

岩国市特定個人情報の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報の保護に関する考え方

岩国市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）及び岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 38 号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において特定個人情報を取り扱う。番号利用法及び番号利用条例では、特定個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、岩国市における管理体制、管理規程、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱う。

2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

法令等には次のものを含むものとする。

- ・ 番号利用法
- ・ 番号利用条例
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
- ・ 岩国市個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程（令和 6 年訓令第 5 号。以下「管理規程」という。）
- ・ 岩国市マイナンバー管理マニュアル（平成 29 年 4 月 10 日制定。以下「マニュアル」という。）
- ・ 岩国市情報セキュリティポリシー（平成 29 年 4 月 1 日制定）
- ・ 個人情報取扱特記事項

(2) 安全管理措置

特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適正な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な利用・収集・保管・提供・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報は、番号利用法に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用し、収集し、保管し、及び提供するとともに、不要となった特定個人情報を速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号利用法に基づき岩国市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

管理規程及びマニュアル並びに安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3 本方針に関する問合せ先

総務部総務課文書法令班 電話 0827-29-5031

(平日のみ 午前8時30分から午後5時15分まで)